

「原野商法」の 二次被害のトラブル多発

「土地を買い取ります」などの勧誘にはご注意ください！

勧誘の手口は？

①過去に原野等の土地を購入した消費者に対して、電話や自宅を訪問して「**土地を買い取る**」と勧誘がきます。



②土地が売れると安どしているところで様々な理由をつけて**金銭の支払を要求してきます**。



③要求された金銭を支払った後、自分の土地の売却代金の支払は受けられず、業者とは**連絡がつかなくなる**ことが多いです。



注意するポイント

「**土地を買い取る**」「**お金は後で返す**」は常套句！

原野商法により取得した土地について、「**土地を買い取る**」などといった勧誘があった場合、土地の売却と別の土地の購入がセットになっていたり、後々、測量代や手続費用、節税対策と称して代金を請求されたりします。

「**お金は後で返す**」と言われても、その後、**事業者とは連絡が取れなくなる**ことが多いので、**きっぱりと断りましょう**。

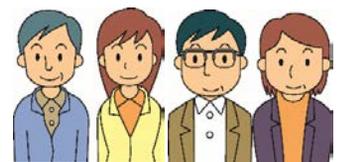


ひとりで決めずに、**まずは相談！**

一度お金を支払ってしまうと、その**お金を取り戻すことは非常に困難**です。根拠がはっきりしない代金の請求があるなど、少しでも不審な点を感じたら、**すぐにお金を支払うことは絶対にせず、家族や消費生活センター等に相談**しましょう。

原野商法の二次被害のトラブルでは、**高齢者**が被害に遭うケースが目立ちます。

周りの人も、悩んでいる様子がないか、高齢者の日常生活に変化が生じていないか**気を配りましょう**。



困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

消費者ホットライン188
イメージキャラクター『イヤヤン』

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

いやや!



契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、クーリング・オフ！

訪問販売や電話勧誘販売による取引は、
 契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約解除ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには
 条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

「クーリング・オフ」ってどうやるの？



クーリング・オフの方法

- ① 必ずハガキなどの書面で行います。
- ② 契約年月日、契約した土地の地番、契約金額、販売会社、担当者名、「この契約を解除します」ということを書きます。
あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、特定記録郵便又は簡易書留などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。
 諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

書面の記載例

切手	□□□□□□□□
××県×市×町×丁目×番×号	
株式会社××× 御中	

通知書	
この契約を解除します。	
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
契約した土地の地番	〇〇県〇〇市〇〇 □□□-□□□□
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社 ××× □□営業所 担当者△△△△
支払った代金〇〇円を返金してください。	
平成〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇	

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。
 身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

